

会議の名称	第5期第4回男女共同参画推進委員会		
開催日時	令和7年10月23日(木)午前10時00分から11時30分まで		
開催場所	上戸田地域交流センターあいパル 3階 研修室		
委員氏名	<p>■ 織田 容子      □ 小野塚 加代      □ 川端 洋      □ 杉山 歩      □ 茂呂 理絵      □ 禿 あや美      ○□ 高木 美香      ◎□ 結城 剛志      ■ 稲垣 勝弘      □ 武藤 昌博      □ 加藤 ちあき      □ 谷島 宏美      □ 安部 孝良      □ 中里 亨      □ 矢作 俊幸      ( ◎委員長 ○副委員長 )      ( □出席 ■欠席 )</p>		
事務局	小林課長、柄澤主幹、小倉主任		
議題	<p>【議事】</p> <p>(1) パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明カードの医療機関に対する意思表示欄追加の進捗状況について</p> <p>(2) S R H R の研修について</p> <p>(3) その他</p>		
会議の経過	会議の詳細は別紙のとおり		
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次第</li> <li>・委員名簿</li> <li>・資料1 パートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る届出受理証明カードの医療機関に対する意思表示欄について 集計結果</li> <li>・資料2 戸田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明カード 現行内容</li> <li>・資料3 戸田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明カード 変更(案)</li> <li>・資料4 戸田市パートナーシップ・ファミリーシップ制度拡充チラシ(医療機関に対するお願い)</li> <li>・資料5 S R H R の研修について</li> </ul>		

(会議の経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
	開会
委員長	委員長あいさつ
	<b>【議事】</b>
	(1) パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明カードの医療機関に対する意思表示欄追加の進捗状況について
委員長	議事(1)について、事務局から説明をお願いする。
事務局	資料1～4に基づき、事務局から説明
委員長	議事(1)について、委員の方から何からご意見・ご質問等あるか。
委員	戸田市の届出受理証明カードを持っている状態でさいたま市の病院に救急搬送された場合、パートナーは家族として認められるのか。
事務局	さいたま市立病院は、パートナーシップ制度の利用の有無にかかわらず、本人たちによって二人がパートナーという関係を証明できれば、病状説明を受けることや手術の同意書に署名ができるとのことだった。ただし、病院ごとの判断になるかと思う。
委員	救急搬送される病院が遠くにある病院になったという話も聞く。そういうときにパートナーとして認める連携がなされていないと、面会禁止になるかもしれない。本当は県全体が同じ制度になってくれると良い。
委員	このカードの大きさだが、内容確認のために資料に記載のあるとおり、少し大きめの表示になっているということか。
事務局	そのとおりである。見やすさのために大きくしている。
委員	折ったときに、ビリーちゃん・リブちゃんのイラストが表紙にくると思うが、「パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明カード」という文言は表紙に入るのか。文言がないと、財布とかに入っているときにそのカードが何か分からぬと思った。あとは、この中面に記

	<p>載のある「利用される方の性のあり方について本人の同意なく他者へ口外しないようにお願いします」の文言は、結構重要な事項だと思う。実際に作るときに、この文言をはっきり出しているとデザインとして良いと思った。</p> <p>病院側でパートナーシップについて、肯定的に捉えてくれている病院は多いと思うが、懸念としては、後々、揉め事があったら大変ということである。このカードには法的な縛りはないが、市に対して、2人がパートナーとして生きていく届出をして、その思いが受理されているというのがカード自体からも分かると良いと思う。可愛らしいカードだと思うが、例えばフォントや紙の質も良いものにして、しっかりととした証明カードだということが伝わるデザインになると良い。今は資料用だから明朝体だと思うが、実際にカードを作る際のフォントには、ユニバーサルデザインを使用するなどが良い。</p>
委員	<p>資料2の現行の内容では、届出受理証明カードに届出内容更新日があるが、このカードは期限が設けているものなのか。それとも何か内容が変わったときにという意味での更新なのか。変更案のカードには、更新日という表記がないので教えていただきたい。</p>
事務局	<p>例えばパートナーシップで届出受理証明カードをもらった別日に、パートナーAの子供と、パートナーBがファミリーシップを結ぶとする。そうなると、ファミリーシップの欄にAの子供の氏名が追加されるので、初回から内容が変わる。そのような場合、届出内容を更新して、最新のカードはこの内容ということを記載するための欄を以前は設けていた。</p> <p>けれども、現時点での戸田へのファミリーシップ届出件数は0件なので、届出内容更新日へ記載したことはない。</p>
委員	<p>パートナーと別れたらどうなるのか。</p>
事務局	<p>パートナーシップが解消された場合は、本人に返還という手続きをしていただく必要がある。</p>
委員	<p>このような形式のカードへ切り替えることによって、当事者の困りごとが少しでも良くなるようにという思いはとても良いことだと思う。意思表示欄をカードに導入している他自治体が医師会に届出受理証明カードの説明をされた際に、医療機関側がこのカードは法的な効力はあるのかという質問をされたそうだが、医療機関は何を気にされ</p>

	てそのような質問をされたのか。
事務局	もしかすると、カードの存在によってパートナーを家族として扱った場合、病院側も負担を生じることはあるのではないかと考えたのかかもしれない。しかし、このカードはあくまで任意のものであり、法的な効力はないと伝えたらすぐに話が終了したとのことである。
委員	おそらくだが、血縁上の家族とパートナーで医療処置への意見が割れた場合に、大変なことになるのを恐れているのかと思う。
委員長	今回、事務局で周辺自治体の事例を調べたとのことだが、医療機関でカードを提示した場合にどういった法律上の問題が生じるかなどの法的な解釈について何か調べたことはあるか。
委員	そもそも自分が意思判断できないときに、代わりの人に判断してもらったことをもとに医療行為を行うという法律はあるのか。家族の同意を取つたら、それを行う医師法はあるのか気になる。
事務局	資料1の照会設問3で「意思表示欄を載せるにあたって、参考とした法律等があればご教示ください」と照会をかけたが、結果、全市町村が「参考とした法令はない」と答えているため、他自治体は法律面については特に考えず、取り組みを進めている形にはなっているかと思う。
委員長	例えば、厚生労働省の担当者や、弁護士へ確認を取るということはできるか。
委員	市の窓口で相談はできるけれど、専門ではない可能性はある。
委員	当事者にどういうケースがあったのか知りたい。血縁関係とパートナーのどちらをの考えを優先するのかとなったときに、訴訟とかになるのが、病院は嫌なのかと思う。法律では血縁関係を優先となっていたら、病院としてはそちらを優先するとなるかもしれないが、本人の意思としては、パートナーを優先してほしいって書いてあるこの紙の効力はどうなのかというところではある。それを市長が公印を押して発行しているから、戸田市は責任負えるのかみたいな話になってくる。
委員	市が訴えられるとかはあるのだろうか。「公印が押印されているカ一

	ドの内容を元に医療行為をした、延命処置しませんでした」ってなつた際に、血縁上の家族は「生かしていてほしかったのに」って言いかねないってことだろうか。
委員	このカードの医療行為の同意というものはどこまでの範囲のことと言っているのかだと思う。医療行為だけしか書いていないので、ある意味全ての内容ともいえる。ということは、本人があくまでもサインしているので、別に市が勝手に書いている訳ではないので、本人の意思がある。そうすると、最終的結果はどうなるか分からぬが、病院側の弁護士は、医療行為の同意は本人の同意に基づいて行ったと主張はすると思う。
委員長	分からぬことが多いので、事務局で少しお調べいただいてもよろしいか。
事務局	やれる範囲で調べたいと思うが、実態としては家族がいれば、おそらく法的な方を医療機関はそちらを優先すると思う。あくまで本人が意思表示が困難で、身内も家族もいないときに、このカードを抛り所として行うのが、実態かと思う。
委員長	何か問題が生じた時に戸田市として説得的な回答が出来れば良いと思う。そういう回答例をご用意いただければ良いのかと思った。
委員	この制度自体は広がった方がいいと思うので、ハードルになっているものがあるのであれば教えてほしいみたいな感じで聞いてみるのが良いのかと思う。極端な例でリスクばかり考えるというよりは、ある程度この制度が広がっていかなければ何も進まないと思うので、そこで出てきた問題に対しては、その時々で考えていくという形になるかもしれないが、病院側にもご協力いただくというのがまず一步かなと感じる。
委員	このカードには戸田市の市章は入らないのか。
委員	新しいカード案からは外していた。
委員	元気なときに持ち歩くときは可愛いデザインがありがたいけれど、不動産屋や医療機関など実用的な場で使いたいときは、可愛いだけではだめかなと思う。

事務局	市長名の横のところに戸田の市章を入れても良いかと思う。
委員長	他にご意見・ご質問等がなければ、議事（1）については以上とする。
【議事】	
事務局	（2）S R H R の研修について
	議事（2）について、事務局から説明をお願いする。
	資料5に基づき、事務局から説明
委員長	議事（2）について、委員の方から何からご意見・ご質問等あるか。
委員	やはりその立場に立ってみないと分からることは沢山あると思うので、辛い経験をした方の事例などをお話をいただきたい。
委員	資料5に記載のある①、②、③、④の内容は、上から順番にやっていくという感じの意味か。それともこの中から選ぶのか。
事務局	流れとしては、特に意見がなければ上からの流れで進める考えでいる。もしくは全部の内容でなくとも、例えば、この4つある中の2つを選んで、他はこの委員会の中で挙げられた内容があれば、それを追加してももちろん良い。
委員	④の内容が一番関心がある。やはりこの研修をやるからには、市民へいかに届けるかが重要だと思う。他の自治体の取り組みの紹介の中で、こういう取り組みをやったからこういう効果がありましたみたいな、そのような事例があれば教えていただきたい。
委員	S R H R という単語を聞いたときに何のことなのかがわからないというところはあるため、一度素養として学ぶ機会があってもいいだろうというのは感じるところではある。委員長のおっしゃっていた日本の状況について学ぶというのはとても気になる。
委員	この性と生殖に関する健康と権利というのは、一方向に向けて権利が進展したというよりも、まだら模様で、良くなったりより戻しがあったりというのが、日本だけじゃなくて世界でも大きい分野である。

	日本であんまり起きてない問題でもなく、そして気づいてないだけで、問題があるということもけっこう多い。総論としてどういうものかということを知って、これは違うと思っていたけど、この問題も関係するんだとかに気づきながら話を広げて理解を深めるというのが結構大事なものかなというふうに思っている。というわけで、④だけでなく、①～③もあったほうが私は良いと思いながら伺っていた。
委員	この③の課題というのは、当日の研修の中で見つけていくのか、それとも講師が選んでくるということなのか。
委員長	ジョイセフが認識している課題を挙げてくると思っている。少し心配なのは④を御存じなのかが分からぬ。
委員	ジョイセフの最近の講演というものがある。ただこれは講演のみで、実際に自治体の支援みたいなことをしているのだろうか。
委員	ジョイセフに講演していただいた後、市町村がどう取り組んでいるか確認をしたか。
事務局	そこまでは確認していない。
委員	その辺りがわかると戸田市としての活動の方向も分かりやすいかと。
委員	④についての内容は知りたいところではあるが、ジョイセフにそういった経験の情報はあるかということは事前に確認してもらったほうが良いのかなと思う。
事務局	承知した。
委員長	そうしたら現状では、辛い経験をされた方の事例のお話をどこかに組み込んでいただく。ジョイセフが得意とされている外国の取り組みとの関わりの中で日本の状況を説明していただきたいということと、それから他自治体の取り組みについてどのくらい把握されているのかを確認してほしい。
委員	ジョイセフの職員が講演をした小山市・板橋区・浜松市・千葉市が、講座の満足度が高かった後に、何か行動を起こしたか、その満足の話

	を聞いたあとに、何か課題に取り組んだかということは聞くことは可能か。
事務局	<p>担当者に電話すれば多分教えていただけると思う。</p> <p>ただし、この資料5に参考で載せている4つの自治体では、今回のような内部向けの講座ではなく、市民大学のような市民向けの講座が多いので、もしかすると本当に講演だけやられて終了というパターンが多いかも知れない。</p>
委員	事務局が少し調べて、再提起していただくことはできるか。
事務局	<p>ジョイセフが④の課題についてできますよということであれば、①から④の内容を全部研修でやっていただく。もし、ジョイセフが、自分たちはあくまで講演をしている側なので、他自治体の取り組み紹介とかはわからないですとお答えが返ってきた場合は、ここに書いてある①から③の内容を話していただいて、その中で序盤にご意見のあつた、「辛い経験をした事例を話の中に入れていただく」とか、あとは世界との対比をしながら日本中心に取り上げていただく内容にする研修にしていけたらと思う。</p>
委員長	<p>それでお願いしたい。</p> <p>他にご意見・ご質問等がなければ、議事（2）については以上とする。</p>
	<b>【議事】</b>
	(3) その他について
委員長	<p>その他で、皆様から何かご発言はあるか。</p> <p>事務局からは何か連絡はあるか。</p>
事務局	<p>事務局からも特にない。</p> <p>議事終了、閉会</p>